

しるべ通信

2013年夏号

しるべ総合法律事務所 平成25年7月1日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご挨拶

新しい「しるべ通信」をお送り致します。今年も既にほぼ半分が経過し、月日の移ろいの早いことに驚くばかりです。

今年4月、長野県阿智村に「満蒙開拓平和記念館」(写真)が開館しました。この「記念館」建設の目的は、「日中双方を含め多くの犠牲者を出した満蒙開拓の史実を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、次世代に語り継ぐと共に国内外に向けた平和発信拠点とする。」とされ、「記念館」では実際に「開拓団」に参加した人たちが当時の体験を語ってくれます。

「満蒙開拓」は、昭和13年から「分村(分郷)移民計画」に基づき全国から旧満州地域に開拓農民を地域・家族ごと移住させた国策です。終戦までに22万人余、なかでも長野県や下伊那・飯田地域は多くの移民を送り出しました。しかし、現地では「関東軍」が中国農民から強制的に取り上げた耕地を「開拓団員」に分け与えたことから、中国農民に大きな反感を持たれたようです。終戦時には女性と子供、老人が大半となっていた「開拓団員」は、ソ連軍の侵攻や逃避行により多くが命を落としました。長野県からの移民32,992人のうち14,940人が死亡したとされています。

「記念館」を訪れて“風化”しつつある先の戦争の一端を垣間見ることができ、憲法改正が政治の争点となる今、あらためて戦争と平和、憲法の意味を考えざるを得ませんでした。

(写真と文・原田彰好)



技術的なアイデアを真似されたときは…

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 特許権・実用新案権があれば…

技術的なアイデア（発明・考案）は具体化されて製品（商品）になります。このようなアイデアは特許庁に登録することができ、登録されると特許権（発明）又は実用新案権（考案）となり、その権利者は、業として独占的にこれを実施（製品の製造や販売など）することができます。ここで、発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特許法2条1項）であり、考案は「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実用新案法2条1項）とされていますが、発明に該当しない考案は「物品の形状、構造又は組合せに係る」ものだけが実用新案権の登録ができます（同法1条）。以下には考案については説明を省き、発明について説明します。

発明について特許権設定登録（以下「特許登録」といいます。）がなされれば、第三者がこの発明を利用した製品を製造するなど、特許権者に無断でこれを実施すると特許権の侵害となりますので、特許権者は侵害者に対し製造等の差止、損害賠償、信用回復措置の請求ができます（特許法100条、102条～105条の3、106条）。

ですから、特許を利用した商品を独占的に製造販売して第三者に販売などをさせたくない場合には特許登録をすることが大切です。

また、特許権を持っていれば、第三者にその特許の実施を許可して実施料（ロイヤリティ）を取得することにより利益をあげることも可能になります。

2 特許権の登録がない場合に…

発明について特許登録がされていなくても、ごく例外的ではありますが、その発明に基づく商品（仮に「無特許商品」と呼びます。）を真似した商品を製造・販売している者に対して、その製造・販売の差止め等を請求することができる場合があります。

1つは前回の一口メモ（1）で商標・意匠について述べたように、特許出願をしていない商品を自ら多数販売して、その商品表示が自分の商品として消費者や業界でよく知られている場合や、無特許商品がそっくり真似された場合です（不正競争防止法2条1項1号、3号）。ただし前者では自分の商品としてよく知られていることを立証することが結構難しいので、簡単に差止めや損害賠償請求ができるというわけではありません。

次は、発明やそれに基づく無特許商品について「営業秘密」として管理していた情報が不正に漏洩され、第三者がその不正に取得された情報に基づいて、無特許商品の模倣品を製造販売している場合です。この場合は、営業秘密を侵害されたとして不正競争防止法2条1項4号から9号に該当し、侵害行為の差止や損害賠償請求などができます（同法3条、4条、14条）。

ここで「営業秘密」というのは同法2条6項に「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と規定されていて、これに該当しなければ保護されません。また、営業秘密の不正な漏洩の経路についても同法2条1項4号から9号に規定されたものでなければなりません。

この営業秘密として不正競争防止法で保護される内容についてはかなり複雑ですので、営業秘密に関して、特にその管理についての説明を山田弁護士の別稿に譲ります。

倒産手続アラカルト

弁護士 谷 口 優

倒産とは、事業に行き詰まり廃業し、あるいは取引先への支払いが滞って事業継続が極めて困難になることをいいます。このような事態を放置しておけば、債務者の更生を妨げ、債権者の公正を害する結果となるので倒産法制が整備されるのです。

1. 倒産手続の種類

現行法制では、**破産手続**、**特別清算手続**、**会社更生手続**、**民事再生手続**、**個人再生手続**があります。前2つは事業を清算する手続、後3つは再生する手続です。上記の手続の改訂および新設は1997年頃から着手されましたが、2000年に民事再生法が制定され、2004年に破産法が改正されて、一連の倒産手続の整備が完了しました。

2. 各手続の特色

(1) **破産手続**と**特別清算手続**は、事業を解体し、財産を金銭化して、債権者へ配当し終了します。破産手続は非常に厳格な手続で、債権者の届け出た債権額に争いがあれば、手続内でそれを確定する訴訟手続まで備えています。配当を実施する手続も複雑です。それに比べて特別清算手続は穏やかな手続です。債権者の総意に基づく処理が可能です。両手続では、担保権を有する債権者は、担保権を実行することは妨げられません。担保はまさにこのような事態に備えるものだからです。

(2) **会社更生手続**、**民事再生手続**、**個人再生手続**は、債務者の再生を図る手続です、事業を再生できる者を対象としますが、会社更生手続は比較的大規模な株式会社を対象とする再生手続で特別な手続きです。民事再生手続は、個人事業者や全ての一般法人、会社代表者等の個人を対象とする再生手続で、再生手続の一般法として位置づけられます。個人再生手続は5000万円以下の債務を負っている消費者を対象とする再生制度です。会社更生手続は担保権の自由な実行を認めず、担保価値を配当等に際して補償するものとなっています。民事再生手続では担保の実行は自由に行使できますが、その対抗手段として再生債務者は担保の実行を防ぐため担保の時価額を支払って担保を消滅させる制度を用意しています。これは再生の基礎となる工場設備が競売され再生が不可能となるのを防ぐために設けられたものです。両手続では、債務者側が、どの程度の弁済を何年で実施するのか（再生手続では10年以内、会社更生手続では原則15年以内）という案を債権者に提示して、債権者集会で承認を得ればそれに従い弁済を実施できます。個人再生では、負債額により配当すべき額が法定され（例えば5000万円以下3000万円を超える額までは債権の1割、3000万円以下では債権の20パーセント〔その額が300万円を超えるときは300万円〕か100万円のいずれか多い額等となります）、弁済期間も原則3年（特別の事情があれば5年）です。

個人再生手続を除く、その余の手続では裁判所が再生（更生）計画を認可し、確定しますと、その余の債務は免責されます。再生（更生）計画により定められた債権の内容も確定し、その定めは確定判決と同じ効力があります。

民事再生手続は、住宅をローンで購入された債務者もあることから住宅ローンも手続に取り込むことを認めています。生活の基盤である住宅を手放すことなく再生をはかる道を用意しています。

3. その他の制度

上記のような手続をとらずに、通常の営業を行いながら金融債権者などの特定の債権者と話し合いができれば、十分立ち直れる考えられる事業者もあると思います。なかなか話し合いができないのであれば、民事（特定）調停や事業再生ADR等の利用も検討されてはと思います。

4. 倒産法制が整備された背景

このような倒産制度が整備されたのは、バブル経済の崩壊により中小企業を含めた事業全体が壊滅状態となり、生活を支えるためにサラ金から融資を受ける債務者が増大し、その立ち直りを図らないことには日本の経済が立ち行かないとの構想からです。自由競争社会では、その競争に敗れ、倒産する憂き目に遭うことは誰にも訪れる可能性があります。このような人が社会に復帰できるための制度なのです。

上記の恩恵を受ける方は、多い時には年間数万人にも及びましたが、現状は毎年といってよいほど減少しています。しかしながら各自の生活状況はデフレ経済から脱却するまでには至っていませんし、派遣労働者と一般勤務労働者の賃金格差は依然として存在します。このようにことを是正する抜本的な法改革が望まれるところです。

不正競争防止法による営業秘密の保護

弁護士 山田 康 泰

弁護士業務をしていると「退職した従業員が同業他社に就職して、ウチの顧客に営業を掛けているが、止められないか」といった相談を受けることがあります。ビジネスの場面では、顧客情報やノウハウ等の「情報」が非常に重要なものになっています。しかしながら、その管理体制が整備されている企業は、まだまだ少数派のようで、そこで、今回は営業秘密についての不正競争防止法による保護について、ご説明したいと思います。

1. 基本原則

先に挙げたような事例では「元従業員に対して同業他社への就業を禁止すれば良いのでは？」と考える方もいるかもしれません。退職時にそのような誓約書を取る企業もあるようです。しかしながら、従業員側の職業選択の自由の観点から、そのような就業禁止の制約は合理的なものでなければ無効と考えられます。他方、就業時に知り得た営業秘密を他社で使用してはならないという誓約であれば有効ですが、そのような誓約では、元従業員本人に対しては中止や損害賠償を請求できても、相手方企業に対しては何の請求もできません。

2. 不正競争防止法

そこで、このような場合について、不正競争防止法による保護が図られています。同法では「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得された営業秘密を使用する行為を不正競争とし（同法2条1項4号～9号）、損害賠償や差止などの請求をすることを認めています（同法3条、4条、14条）。「営業秘密」たる情報を持ち出した人物だけでなく、それを使用する者に対しても損害賠償や差止を請求することが可能になります。

もっとも、同法6条では「営業秘密」と認められるためには①「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること」②「秘密として管理されていること」③「公然と知られていないこと」が必要とされています。このうち②の「秘密として管理されていること」については「秘密として管理されていなかった」と判断した裁判例も多く、企業としては、この点についてよく理解しておくことが重要です。

ちなみに、営業秘密の管理性が争われた事件で相羽弁護士が関与したものがありますのでご紹介をしておきます。1つは秘密を取得した側、残りは秘密を不正に取得された側の代理人としていずれも勝訴したものです。

- ・ 京都地裁平成13年11月1日判決最高裁H P 知財裁判例集 (<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/C2BBCA0168AF735949256B53000783CE.pdf>)
- ・ 名古屋地裁平成20年3月13日判決平成判例タイムズ1289号272頁、最高裁H P 下級裁判所裁判例集 (<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080805100217.pdf>)

3. 「秘密として管理されていること」が必要とされる理由

不正競争防止法にこのような要件があるのは、取引の安全を図るためと考えられます。現代では情報も取引の対象として流通しうる財産であり、その取引は安全でなければなりません。ある企業の営業秘密であるとは分らない情報を取得した取引相手が後から損害賠償請求やその情報の利用を差止められるのでは困ります。そこで、情報に接する者がその情報がある企業の営業秘密であると認識できるかどうかで、営業秘密として保護すべきかどうかを決めることにしたのです。つまり、客観的に秘密として管理されている情報はその情報に接する者に営業秘密であることが認識できるので保護の対象とし、そうでないものは自由に使用・開示できることにしたのです。

4. 秘密管理の方法

では、どんな状況であれば「秘密として管理されている」といえるのでしょうか。書類に「部外秘」などと記載しておけばよいかというと、それだけでは十分とはいえません。裁判例等では「当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることを認識できるようにしていること」の他に「情報が漏洩しないような手段を講じること」や「当該情報にアクセスできる者が制限されていること」などが総合して検討されて秘密管理性の有無が判断されています。また、これらの管理方法は、秘密情報の媒体が何か、書面や図面などの書類なのかデジタルデータ（その所在がサーバーか端末かあるいはリムーバブルなものか）なのかによって、これら管理の方法が異なってきます。

具体的な管理方法の例を挙げれば、まずそれぞれの情報が秘密にすべきものかどうかを決め、秘密に当たるときにはその情報を保持する媒体（書類やCDなど）に「社外秘」などの表示をすることや、他の情報と分けて別に保管をすることが必要だといってよいでしょう。それを鍵の掛かるロッカー等で保管し、鍵を特定の従業員が管理するなどという方法があります。一定の従業員にしか閲覧させないとか、閲覧者の氏名を記録しておくことも重要です。サーバーに保管されたデジタルデータへのアクセスについては、閲覧できる従業員それぞれにIDとパスワードを設定してその入力が必要であれば利用できないようにするとか、誰がいつアクセスしたか分かるようにするのが一般です。そのうえで、従業員に対して営業秘密の意義と管理について十分認識してもらう必要があります。

これらの方法は、厳重にすればするほど営業秘密の保持には役立ちますが、手間も費用もかかります。企業の規模や秘密情報の内容によって、どの程度の管理体制を作るのか、それぞれに工夫をされればよいと思います。営業秘密を保持するための管理システムを作成することは、作業効率が落ちたり面倒であったりしますが、リスク管理としては非常に重要なものです。トラブルが起きてからでは遅いので、これを機会にぜひ一度ご検討ください。

なお、経済産業省が「営業秘密管理指針」を作成していますのでご参考になさってください。

(<http://www.meti.go.jp/press/20100409006/20100409006-6.pdf>)

相続問答あれこれ (1)

相続人と相続分

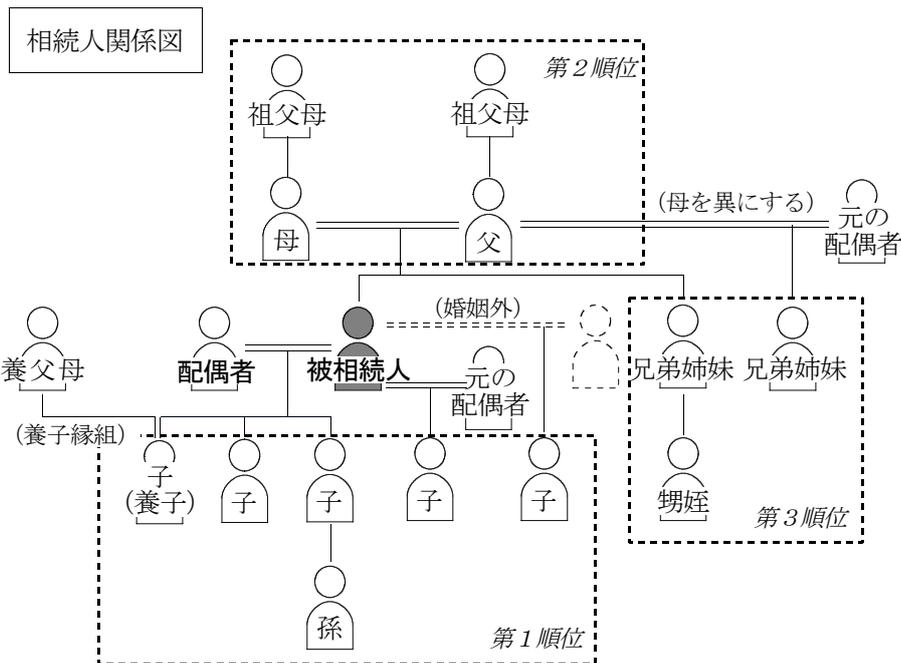
弁護士 鷲見 弘

Q 1 そもそも相続って何ですか。

A 我が国では、不動産を含めて私有財産制になっていますが、人が死亡した時点で、その人の所有財産を、その人（被相続人といいます）と一定の身分関係のある人に承継させる制度が相続です。相続する人を相続人といいます。

Q 2 それでは、相続人になる人は、その被相続人とどんな身分関係にある人ですか。

A 先ず、被相続人に配偶者（婚姻の相手方）があれば、配偶者は常に相続人になります。その他は、被相続人との身分関係の近さに応じて相続人となる順位が決まっています。第1順位は子で、第2順位は直系の尊属（被相続人の父母。若し先に死亡していて父母共にいなければ、その上の世代の祖父母というように一世代ずつ繰り上がってゆきます）、第3順位が兄弟姉妹です。順位の低い人は、先順位の人がない場合に限って相続人となります。



Q 3 内縁の配偶者でも相続人になりますか。

A いいえ。たとえ実質的には夫婦として生活していても、戸籍上婚姻届のない、いわゆる内縁の配偶者は相続人として認められません。ただし、他に相続人となる人が誰もいない場合には、家庭裁判所に申し出て特別縁故者として遺産の全部又は一部を分与されることはあり得ます。また、これも他に相続人がいない場合に限りますが、それまで被相続人と同居していた借家についての賃借人たる地位を承継する規定が借地借家法に定められています（第36条）。

Q 4 他の方の養子となった子でも相続権はあるのですか。

A 養子になった子は、その養親の相続人ともなりますが（逆に養親は養子の相続人でもあります）、実の親の相続権も失うことはありません。相続分の割合においても影響を受けることはありません。ただし、実の父母による子の監護が著しく困難又は不相当である等の事情によって、子の利益のため、特に必要として家庭裁判所の決定により認められる特別養子という制度がありますが（民法第817条の2以下）、この場合には実方の父母等の親族関係は終了することになっていますので、実の親の相続人とはなりません。

Q 5 孫や姪、甥も相続人になることがあると聞きますが。

A それはあります。まず、本来の相続人である子が、被相続人である親よりも先に亡くなっていて、その子に更に自分の子がいた場合、被相続人から見れば孫ですが、その孫が自分の親に代わって相続人となります。これを代襲相続といいます。また、第1、第2順位の相続人及び代襲相続人がおらず、第3順位の兄弟姉妹が相続人となった場合に、その相続人たる兄弟姉妹が既に亡くなっていてその者に子がある場合に、その子が自分の親の相続権を代襲相続することになります。すなわち、被相続人から見れば甥あるいは姪が相続人になるわけです（註1）。

Q 6 相続する割合は決まっていますか。

A はい。まず配偶者と、他の相続人がどの順位の相続人であるかによって、配偶者の割合が異なってきます。配偶者と子が相続人である場合はそれぞれが2分の1の割合となり、子が2人以上のときはその2分の1を更に等分に分けたものが各1人ずつの相続分です。ただし、被相続人である親に、婚姻関係のない他の異性との間の子（一般に婚外子といいます）がいた場合、その子も相続人にはなりますが、相続分の割合は婚姻関係にある配偶者との間の子（嫡出子といいます）の2分の1となります。例えば、相続人が配偶者と嫡出子1人、婚外子1人の場合、子の相続分は全部で2分の1ですから、嫡出子は $\frac{1}{2} \times \frac{2}{2+1} = \frac{1}{3}$ 、婚外子は $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2+1} = \frac{1}{6}$ となります（註2）。

次に、配偶者と直系尊属が相続人である場合、配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1となります。同一世代の直系尊属が2名以上いれば（養親も相続人ですから3名以上ということもありません）、3分の1を等分したものが1人当たりの相続分です。

また、配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1の割合です。この場合も、兄弟姉妹が2人以上のときは、4分の1を更に等分したものが1人当たりの相続分ですが、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（俗にいう、腹違いまたは種違いの兄弟）は、父母共に同じくする兄弟姉妹の2分の1の割合とされています。

註1 子の代襲相続人が被相続人より先に亡くなっていけば、更にその子の子（被相続人の曾孫）が代襲しますが（再代襲）、甥、姪の場合は再代襲はありません。

註2 これは、民法第900条第4号に定められていますが、以前からこの規定は法の下での平等を定めた憲法第14条に反しているとの議論があり、最近最高裁判所でもこの点が争われている事件の審理で重要な関心が示されていますので、近い将来違憲の判断が出てこれまでの結論が変わる可能性があります。

民事訴訟法こぼれ話(2)

立証責任について

弁護士 宮 本 増

裁判というものはそれが民事であれ刑事であれ事実を認定し、それを法律に当てはめて結論を出します。その事実が刑事裁判では必ず証拠によって、民事裁判では相手が争ったときには証拠によって事実の有無を判断します。ところが神ならぬ身の裁判官にとってどんなに証拠を眼光紙背に徹して調べても事実が極められないということも少なくありません。このような場合刑事裁判では被告人は無罪ということになります。これを別の面から見ると、検察官が犯罪事実を十分立証できなかつた、つまり立証責任を果たせなかつたということになるのです。

それでは民事訴訟の場合はどうなるのでしょうか。理屈は同じことで原告か被告のいずれかが立証責任を負担することになりますが、このような責任が問題になることは刑事の場合よりむしろ範囲が広いのです。というのは刑事の場合は国家権力で捜索差押、逮捕勾留のできる警察検察が原則として犯罪の成否に関する全てについて立証責任を負いますが、民事では対等の当事者である民間私人である原告に訴えを提起したからといって全ての責任を負わせることは公平ではないからです。そこで、ある事実については原告に、別のある事実については被告にと責任を分担させるのですが、これを立証責任の分配と言います。ただ、分配の仕方について法律の明文があるわけではありませぬので、現在の通説的な解釈では法文の権利義務の定め方に依拠して決めていくことが多いようです。この立証責任という言葉はドイツ民訴法の「B E W E I S L A S T」の翻訳ですが、ドイツでも立証責任の分配に関しては同じような考え方が有力だそうです。

私が未だ20代のころ札幌の裁判所に勤務したことがあります。当時の北海道は未だ開拓時代の名残を残しており、札幌の街中は未舗装道路が大部分だったり、冬になると馬車が鈴をならしてストーブ用の石炭を配達してくるといふのどかな風景がありました。札幌地裁の管内にも僻地があり、その簡易裁判所からくる控訴事件を札幌地裁は扱っていたのですが、その中にいつも結論に違和感を持たざるを得ない特定の裁判官の判決がありました。どうもその裁判官は立証責任を十分理解していないか、あるいは理解したうえで通説と異なる独自の考え方の持ち主であるのかいずれかでした。例えば、貸金の請求事件で証文などの書証は全くなく、貸したと主張する原告と借りた覚えはないと否認する被告の言い争いで、どちらの供述を信用していいのか判断できないようなとき、その裁判官は被告に返済を命じ、また、被告が借りたことは間違いないが弁済しと主張し、貸主の原告は否認しているが領収書などの書証もなく、やはりどちらの供述が真実かはっきりしなとき、貸主である原告の請求を棄却するという結論の判決でした。

皆さんはどのように考えられますか。現在の実務の通説である法律要件説に従えば、結論は全く逆になりますし、貸したことがはっきりしなければ返済を求めることができないし、借りた者が弁済をはっきり証明できないときは引き続き返済の責任を負うというのが現在の社会の常識でもあると思います。やはりこの裁判官は不勉強だったのでしょう。これらの判決は全て控訴審で取消されました。簡易裁判所というのは、終戦後占領軍の発想でアメリカの治安裁判所になって創設されました。アメリカの治安判事のように地域の有力者であるとか、人格識見が高い、例えば学校の校長先生とかいうような人が法律知識の有無とは無関係に多く登用されました。これによって法律一辺倒ではない良識を働かせるという面もあったのですが、問題点も多く、現在はかなり厳しい法律試験を経た上で登用されているようです。

有期労働契約における無期転換ルールについて

弁護士 渡邊 真也

1 はじめに

平成25年4月1日より改正労働契約法が施行され、一定の要件を満たした有期労働契約について、労働者に無期労働契約への転換（無期転換申込権）が認められることになりました。有期契約労働者を抱える使用者としては、今後、有期契約労働者を採用・契約更新する場合には、無期契約への転換も視野に入れた雇用管理が必要となります。そこで、今回は、無期転換ルールの概要及び留意事項についてまとめてみました。

2 無期転換ルール（改正労契法18条）の概要

①同一の使用urerとの間で締結された、②2以上の有期労働契約について、③契約期間を通算した期間が5年を超える場合には、有期契約労働者は、無期労働契約への転換を申し込む（無期転換申込権）ことができます。

無期転換申込権を行使した有期契約労働者が無期転換申込権を行使すると、使用者は当該申込を承諾したものとみなされ、契約期間満日の翌日から無期労働契約が成立することになります。

3 クーリング期間について

上記「通算期間5年超」の計算にあたり、有期労働契約が不存在の期間（無契約期間）が一定以上続いた場合には、当該通算契約期間の計算がリセットされます（クーリング期間）。

具体的には、同一の使用urerとの有期労働契約に原則として6か月以上の空白期間がある場合、あるいは直前の有期労働契約の契約期間が1年未満の場合には、その期間に2分の1を乗じて得た期間以上の空白期間がある場合には、その空白期間前の有期労働契約期間は「通算期間5年超」にはカウントされず、リセットされます。

4 留意事項

まず、無期転換ルールは、改正労働契約法18条の施行日（平成25年4月1日）以後を契約期間の初日とする有期労働契約に適用されます。つまり、平成25年4月1日前の日が初日の有期労働契約の期間は上記「5年」の通算契約期間にはカウントされません。

また、無期転換申込権が発生する有期労働契約の締結以前に、無期転換申込権を行使しないことを更新の条件とする等有期契約労働者に予め無期転換申込権を放棄することを認めることは、法改正の趣旨を没却してしまうものであり、公序良俗に反し無効と解されます。

加えて、使用者が、無期転換申込権が発生しないようにするために、就労実態に何ら変更がないにもかかわらず、形式上請負や他社からの派遣に切り替えるなどした場合には、クーリング期間とはなりませんので注意が必要です。

今後、有期契約労働者を採用あるいは期間更新する場合には、

- i) 無期契約への転換をしない前提で雇用する（つまり、通算契約期間を最長5年以内に抑えるなど）、
- ii) 無期契約への転換を認める方向で雇用していくかの2つの方向性を考慮した雇用管理が必要となります。

ただ、i) については、今後新たに有期労働契約を締結する労働者との関係では有効となりますが、既に有期労働契約を締結している労働者との関係では、不利益変更や変更解約告知などの問題が生じる可能性があり、雇用管理にあたっては注意が必要となります。

すぐにできる易しいマジック

弁護士 相羽 洋一

特別な用具も不要ですぐにできるマジックをご紹介します。東京アマチュア・マジシャンズ・クラブの氣賀康夫氏の傑作「電卓の逆さま予言」です。お楽しみください。

準備 図1のような数字の表、電卓（数字の形が 0 1234 ...であるもの）、ボールペン、メモ用紙（「8 9 1 5 6 2 0 5」と書きそれが見えないように折ってポケットに入れておく）

演技①表とボールペンとメモ用紙を取り出し、メモ用紙は予言だと言ってテーブルに置いておく。客に表の数字のどれか1つを○で囲んでもらう。次にその数字の左右の行と上下の列を線で消してもらおう。図2は一例。

112	72	96	56
126	81	108	63
154	99	132	77
84	54	72	42

図1

②続いて○又は線のない数字の1つを選んでもらい同様に○で囲み、上下左右の数字を線で消してもらおう。図3も一例。

③あと2回これを繰り返す（4つ目の数字は残った1つである）。図4も一例。

④電卓を取り出して、○で囲んだ4つの数字を順次かけ算してもらおう（図4では $154 \times 81 \times 72 \times 56 =$ ）。答が出たら予言のメモ用紙を開けて「8 9 1 5 6 2 0 5」と読み上げると、客は違うと言う（電卓の表示は、5 0 2 9 0 1 6 8）。電卓の上下の向きを逆にしてみると数字は予言どおりになっている。（表はどのように作られているのでしょうか？）

112	72	96	56
126	81	108	63
154	99	132	77
84	54	72	42

図2

112	72	96	56
126	81	108	63
154	99	132	77
84	54	72	42

図3

112	72	96	56
126	81	108	63
154	99	132	77
84	54	72	42

図4

50295 168

891 56205

しるべ総合法律事務所の業務のご案内

業務時間 平日午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日、祭日は休業します）
ただし時間外及び休業日でもできるかぎり対応いたします

法律相談 ご予約のうえ当事務所までお出かけ下さい

相談料（30分毎）：初回市民相談 5,250円、その他 10,500円以上

顧問契約 面談のほか電話、メールなどで随時ご相談をいただくことができます

法律事務の受任の際の費用について割引をいたします

顧問料：月額52,500円が標準ですが、ご相談に応じます

法律事務 訴訟・調停等、契約・示談交渉等の受任その他法律事務全般を扱います

費用は当事務所の基準により受任時の契約により定めます

アクセス 地下鉄桜通線・名城線「久屋大通」駅「西改札口1番出口」がご便利です

お車の場合駐車場がありませんのでお近くのコインパーキングをご利用下さい

電話 052-971-5011 ファクシミリ 052-971-5015

その他 スタッフなど詳細はホームページ（<http://www.shirube-lo.jp/>）をご覧ください